

2020年4月1日

新型コロナウイルス感染症対応に関する後見業務について

公益社団法人北海道社会福祉士会
権利擁護センターばあとなあ北海道
センター長 神内 秀之介

新型コロナウイルス感染症については連日、感染状況やその対応について情報が発信されているところです。道内各市町村でも地域の実情に応じた対応要請が示されている地域もあり、外部からの面会を一部又は全部制限している施設や病院等をはじめ、職務上、感染予防の観点から施設や病院等への面会又は訪問を自粛又は制限している施設や病院もあり、後見活動に著しい影響が生じていることと思います。

ばあとなあ北海道では、被後見人等本人の生活状況の把握や身上配慮のために月1回は訪問し、ご本人と面談することを基本的な実務として示していますが、このような状況下においては、必ずしも月1回の面談が実施できない状況となり、後見人等自らも発熱等の症状がみられる場合には、面会を控えざるを得ない状況となります。

面談がかなわない場合であっても、電話連絡等で支援関係者を通じてご本人の生活状況や心身状況を把握することは可能です。緊急時であっても可能な範囲で後見人等としての責務を果たすことをそれぞれが自覚してこの事態を乗り切ることが求められます。

また、罹患した方や濃厚接触した方に対して誹謗中傷がなされていると報じられていますが、感染症の患者や家族等の人権が損なわれることがないように、私たちは感染症に関する正しい知識を持ち、伝え、その予防に適切な注意を払うことも求められます。被後見人等に感染症状が見られる場合、不当な偏見に異議を申し立てることも権利擁護実践の一部であることを忘れてはなりません。

会員の皆様におかれましては、ご本人に不利益が生じないよう関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図るとともに、国、道、各市町村が発信する情報に十分留意しながら、後見業務に取り組まれるようお願いします。

【参考情報】日々最新情報がアップされていますので、各自ご確認ください。

- ★ 厚生労働省：「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ★ 北海道ホームページ 「新型コロナウイルス感染症について」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/singatakoronahaien.htm>